

川越市公共交通利用促進協議会規約

（目的）

第1条 川越市公共交通利用促進協議会（以下「協議会」という。）は、次の事項を目的とし設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び地域公共交通計画の実施に係る連絡調整。
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議。
- (3) 川越市都市・地域総合交通戦略（以下「交通戦略」という。）の作成に関する協議及び交通戦略の実施に係る連絡調整。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公共交通の利用促進及び住民の交通利便性向上のため必要な事項の協議。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を埼玉県川越市元町1丁目3番地1川越市役所内に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画及び交通戦略の策定及び変更の協議に関する事
- (2) 地域公共交通計画及び交通戦略の実施に係る連絡調整に関する事
- (3) 地域公共交通計画及び交通戦略に位置づけられた事業の実施に関する事
- (4) 地域の実情に即した適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等の協議に関する事
- (5) 地域の実情に即したその他の輸送サービスに関する事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事

（組織）

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、互選によりこれを選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は別表に掲げるものとする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、会長が軽微又は緊急と認める事案については、書面により委員に当該事業の可否を求め、その結果をもって第2項の規定による議決に代えることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、川越市交通政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年8月21日から施行する。

附 則

- 2 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 3 この規約は、平成24年7月11日から施行する。

附 則

- 4 この規約は、平成25年6月25日から施行する。

附 則

- 5 この規約は、平成28年5月20日から施行する。

附 則

- 6 この規約は、令和2年11月27日から施行する。

別表（第6条関係）

公共交通事業者	西武鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、イーグルバス株式会社、西武バス株式会社、東武バスウエスト株式会社
住民・利用者等	川越市自治会連合会、川越市女性団体連絡協議会、川越商工会議所、公益社団法人川越青年会議所、公益社団法人小江戸川越観光協会
関係機関	国土交通省関東運輸局交通企画課、埼玉運輸支局、大宮国道事務所、埼玉県交通政策課、川越県土整備事務所、川越警察署
関係団体	一般社団法人埼玉県バス協会、一般社団法人埼玉県乗用自動車協会、西武バス労働組合、東武バス労働組合
学識経験者	埼玉大学大学院
川越市	総合政策部長、産業観光部長、都市計画部長、建設部長